

# 違反転用に対する措置について

違反転用行為とは（農地法第51条第1項）

- 許可を受けずに農地を転用すること
- 許可を受けずに農地等を転用するために権利の設定・移転を行うこと
- 転用許可に付した条件に違反すること
- 違反転用者からその違反に係る工事等を請け負うこと
- 虚偽等の不正な手段による許可を受けること

## 違反転用に対する一般的な対応の流れ

農業委員会

都道府県知事又は  
指定市町村の長  
(都道府県知事等)

農地パトロールや通報により違反転用を発見

事案の調査と都道府県知事等への報告

期間を定めて是正の指導

是正の指導

是正指導に  
従わない場合

工事その他の行為の停止等を書面で勧告

勧告に  
従わない場合

刑事訴訟法による  
告発の検討

その土地及び周辺における土地利用の  
状況等を総合的に考慮して、処分又は  
命令する措置の内容を決定、実行

許可の取消し、原状回復命令、許可条件の変更 等  
(農地法第51条第1項)

告発  
裁判

違反転用状態  
の解消

行政代執行

緊急に措置する必要がある場合等には、都道府県知事等は自ら行政代執行を行うことができる。  
(農地法第51条第3項)

罰則

3年以下の懲役又は300万円  
(法人の場合1億円) 以下の罰金  
(農地法第64条、67条)